

大情審答申第 505 号
令和 4 年 6 月 30 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 2 年11月19日付け大福祉船分第647号及び令和 3 年 1 月27日付け大福祉船分第809号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関が令和 2 年 9 月 14 日付け大福祉船分第 430 号により行った部分公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び令和 2 年 11 月 4 日付け大福祉船分第 578 号により行った部分公開決定（以下「本件決定 2」とい、「本件決定 1」とあわせて「本件各決定」という。）で実施機関が公開しないこととした部分のうち、別紙 2 - 1 第 1 項の表中（ウ）欄及び別紙 2 - 2 第 1 項の表中（ウ）欄に掲げる部分を公開すべきである。

本件各決定のその余の部分は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、別紙 1 の項番 1 及び 2 の（う）欄に記載の日に、条例第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容を別紙 1 の項番 1 及び 2 の（え）欄に記載のとおり表示して、公文書の公開請求（以下項番順に「本件請求 1」、「本件請求 2」といい、これらを総じて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求 1 及び本件請求 2 に係る公文書を別紙 1 の項番 1 及び 2 の（か）欄に記載の公文書と特定した上で、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 の項番 1 及び 2 の（き）欄に記載の部分を公開しない理由を次のとおり付して、本件各決定を行った。

記

本件決定 1 について

別紙 2 — 1 第 1 項「上記の部分を公開しない理由（原決定記載）」欄に記載のとおり。

本件決定 2 について

別紙 2 — 2 第 1 項「上記の部分を公開しない理由（原決定記載）」欄に記載のとおり。

3 審査請求

審査請求人は、別紙 1 の項番 1 の（く）欄記載の日に本件決定 1 を不服として、また、別紙 1 の項番 2 の（く）欄記載の日に本件決定 2 を不服として、各々実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下項番順に「本件審査請求 1 」、「本件審査請求 2 」といい、これらを総じて「本件各審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求 1 について

（情報公開）公開されていないケ所の開示請求する。

（平成 28 年）には公開されている。

（令和 2 年）に公開されてないので、公開すべきだ。

別紙参照 事故時の対応、事故後の対応 全部公開 マスキングのケ所

平成 28 年の情報公開には、 - 1 から - 5 までであるが、令和 2 年の情報公開には - 6 から - 8 までしかない。 - 1 から - 5 が抜けている。

2 本件審査請求 2 について

空白、マスキングケ所があまりにも多いので開示して下さい。

平成 28 年に第 16 条裁量的開示、部分的開示第 23 条 1 項

平成 28 年に開示しているケ所もあるのだから、もらえてるのだから

（相続人である審査請求人に対して開示が認められるべきである。）

第 4 実施機関の主張

実施機関は、本件各決定の理由について、次のとおり主張する。

1 介護保険における事業者指導について

大阪市が行う介護保険においては、介護保険法の規定に基づき、介護事業所が介護保険法に基づき適正に事業運営されているかを定期的に確認する目的の实地指導のほか、虐待通報や介護報酬の不正請求などの通報があった際にも現地調査及び实地指導を行っている。

本件各決定は介護保険法に規定される認知症対応型共同生活介護を行う施設（グループホーム）（以下「GH」という。）である「A」（以下「当該GH」という。）で起きた審査請求人の母の死亡に関して、審査請求人が施設における虐待が原因で死亡したのではないかとの内容を実施機関に通報したことにより、実施機関において当該G

Hに対し事故報告書の提出を指導し、また実地指導として現地調査を行った経過記録をまとめた公文書を含む実施機関による当該介護事業者への指導関係文書の公開請求に対して行ったものである。

なお、GHは、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指す地域密着型介護サービスであり、当該GHは、定員9名の共同生活住居3戸、合計定員27名の高齢者施設である。

2 本件各決定の理由

本件決定1について

ア 本件請求1の請求内容について

本件請求1の請求書に記載のある「『A』に対して大阪市福祉局が行なった指導又は監査などの実績がわかるもの及び上記施設から事故報告書等すべて」については、当該GHに対する実施機関における実地指導を含む関連文書の公開請求を行ったものである。

イ 本件決定1において非公開とした部分について

(ア) 平成28年4月14日実施の実地指導結果に係る文書一式

本件決定1に係る公文書のうち、平成28年4月14日実施の実地指導結果報告書及び添付資料は、大阪市介護保険事業者等指導実施要領に規定された市長への報告様式であり、実地指導に至った経緯、実地指導の内容及び実地指導の結果が記載されている。また添付資料は、実地指導時に当該GHが提出した利用者一覧と従業者勤務表である。

実施機関はこのうち、通報内容及び調査結果、従業者氏名、職種、資格、経験年数、専門員証交付年月日、専門員登録有効期限、役職、利用者のユニット名、利用者の氏名、生年月日、年齢、被保険者番号、保険者市町村名、介護認定有効期限、介護度、日常生活自立度、利用開始年月日及びFAX番号を黒塗りしたうえで公開した。

(イ) 平成28年4月14日実施の実地指導時調査報告書及び添付資料

本件決定1に係る公文書のうち、平成28年4月14日実施の実地指導時調査報告書及び添付資料は、虐待通報に対する実地指導の調査報告様式であり、通報の経過、調査内容、調査結果及び指導内容が記載されている。また添付資料は、高齢者（入居者）聞き取りシート、従業者聞き取りシート、介護記録、ケアチェック表及び施設介護支援経過である。

実施機関はこのうち、事業所職員の氏名、役職、職種、個人の家庭状況に関する情報、病名、苦情概要、通報内容がわかる情報、聞き取り調査対象高齢者の氏名、生年月日、年齢、性別、介護度、認知症の有無、日常生活自立度、家族の情報、従業者氏名、職種、資格、経験年数等、利用者の氏名、個人の家庭状況に関する情報、薬剤名、病名、職種、施設職員の氏名及び印影及び計画作成者の氏名を黒塗りしたうえで公開した。

(ウ) 平成28年4月14日実施の実地指導に係る改善状況の報告

本件決定1に係る公文書のうち、平成28年4月14日実施の実地指導に係る

改善状況の報告は、実地指導での指摘事項について、介護施設または運営法人より改善状況の報告を求めるものであり、この実地指導においては勤務表の作成及び記載方法が指摘事項となっている。添付資料は勤務表である。

実施機関はこのうち、法人等の印影、従業員の氏名及び職種を黒塗りしたうえで公開した。

(I) 介護保険事業者事故報告書

本件決定1に係る公文書のうち、介護保険事業者事故報告書は介護保険事業所において事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村に報告等を行うことが厚生労働省令及び大阪市要綱で定められているものであり、事故の対象者の情報、経緯、家族への報告及び再発防止策などが記載されている。

実施機関はこのうち、利用者及び家族等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、被保険者番号、介護度、部屋番号、病名、続柄、個人の家庭状況に関する情報、対応状況欄及び家族等の理解欄のうち、家族等の反応や発言、施設管理者の印影、通報内容がわかる介護支援経過の年月日及び内容を黒塗りしたうえで公開した。

ウ 本件決定1における非公開部分の条例第7条第1号該当性について

別紙2-1第1項の表中(イ)欄の非公開とした情報(個人の氏名、生年月日、年齢等)については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

また、別紙2-1第1項の表中(イ)欄の非公開とした情報(施設管理者の印影)については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる形状や記述により特定の個人を識別できるものであり、また、公にすることにより偽造あるいは転用され当該個人の権利利益を害するおそれもあると認められ、氏名は公にする慣行があるが、印影まで公にする慣行はないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

また、別紙2-1第1項の表中(イ)欄の非公開とした情報(通報内容及び調査結果等)については、虐待通報に関する通報内容並びに通報内容がわかる調査の経過及び結果等の情報であって、公にすることにより通報者個人が特定されるおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

以上のことから、別紙2-1第1項の表中(イ)欄の非公開とした情報、及び は条例第7条第1号に該当するものと判断した。

エ 本件決定1における非公開部分の条例第7条第2号該当性について

別紙2-1第1項の表中(イ)欄の非公開とした情報(法人等の印影)については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないこ

とから、別紙 2 - 1 第 1 項の表中（イ）欄の非公開とした情報 は条例第 7 条第 2 号に該当するものと判断した。

オ 本件決定 1 における非公開部分の条例第 7 条第 5 号該当性について

別紙 2 - 1 第 1 項の表中（イ）欄の非公開とした情報（通報内容及び調査結果等）については、ウに記載のとおり虐待通報に関する通報内容並びに通報内容がわかる調査の経過及び結果等の情報であって、通報者個人が特定されるおそれがある情報である。それらを公開することにより、虐待にかかる正確な情報提供に委縮が生じ今後の虐待通報が寄せられなくなることが予想されることから、高齢者虐待防止法の立入調査に係る事務の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、これらの事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、別紙 2 - 1 第 1 項の表中（イ）欄の非公開とした情報 は条例第 7 条第 5 号に該当するものと判断した。

本件決定 2 について

ア 本件請求 2 の請求内容について

本件請求 2 の請求書に記載のある「『A』に対して大阪市福祉局が行なった指導又は監査などの実績がわかるもの及び上記施設から事故報告書」については、2 (1)アと同様に、当該 GH に対する実施機関における実地指導を含む関連文書の公開請求を行ったものである。

イ 本件決定 2 において非公開とした部分について

本件決定 2 に係る公開文書の内容については、(1)イ(ア)～(イ)に記載の内容と同じである。

ウ 本件決定 2 における非公開部分の条例第 7 条第 1 号該当性について

(1)のウに記載の内容と同じく、別紙 2 - 2 第 1 項の表中（イ）欄の非公開とした情報、及び は条例第 7 条第 1 号に該当するものと判断した。

エ 本件決定 2 における非公開部分の条例第 7 条第 2 号該当性について

(1)のエに記載の内容と同じく、別紙 2 - 2 第 1 項の表中（イ）欄の非公開とした情報（法人等の印影）は条例第 7 条第 2 号に該当するものと判断した。

オ 本件決定 2 における非公開部分の条例第 7 条第 5 号該当性について

(1)のオに記載の内容と同じく、別紙 2 - 2 第 1 項の表中（イ）欄の非公開とした情報 は条例第 7 条第 5 号に該当するものと判断した。

3 小結

実施機関は、以上の考え方により本件各決定を行ったものであり、本件各決定には何ら違法又は不当というべき点はない。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、

条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開の義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

審査請求人は、本件決定1による非公開部分（以下「本件非公開部分1」という。）及び本件決定2による非公開部分（以下「本件非公開部分2」といい、両決定による非公開部分をあわせて以下「本件各非公開部分」という。）が、それぞれ非公開情報に該当しないと主張するのに対し、実施機関は、本件各非公開部分が条例第7条第1、2及び5号に該当するとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件各非公開部分の条例第7条第1、2及び5号該当性である。

3 条例第7条各号の基本的な考え方

条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報...であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非公開とすることを規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例...の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等...である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非公開とすることを規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

とは、法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

条例第7条第5号の基本的な考え方

条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

4 本件非公開部分1について

本件非公開部分1の条例第7条第1号該当性について

ア 別紙2—1第1項の表中(イ)欄記載の の非公開とした部分(以下「本件非公開部分1 - 」という。)について

(ア) 本件非公開部分1 - のうち、別紙2 - 1第1項の表中項番3に係る(ウ)欄記載の部分については具体的な記載のない部分であり、また、当該「利用者確認表」の「番号」も単に記入欄の上からの順番を示すものであって利用者個人を特定する意義を有するものではないと認められることから、当該部分を公開したとしても、これにより、特定の利用者等の個人の識別につながるおそれはなく、また、個人の権利利益を侵害するおそれも認められない。

よって、当該部分は条例第7条第1号には該当しない。

(イ) 本件非公開部分1 - のうち、別紙2 - 1第1項の表中項番4に係る(ウ)欄記載の部分については、当該部分に係る「従業員の勤務状況一覧表」中の「職種」、「勤務形態」、「氏名等」欄において、具体的な記載がないことに加え、これらの3欄に跨って「上記のうち、介護に従事する時間」、「日中の介護従事者の合計時間」と記載されている等、特定の個々の従業員の属性(「介護福祉士」か否か、「勤続3年以上」か否か。)を記載することは予定されていないものと認められることから、当該部分を公開したとしても、これにより、特定の利用者等の個人の識別につながるおそれはなく、また、個人の権利利益を侵害するおそれも認められない。

よって、当該部分は条例第7条第1号には該当しない。

(ウ) 本件非公開部分 1 - のうち、別紙 2 - 1 第 1 項の表中項番 8 に係る(ウ)欄記載の部分については、利用者の氏名の記載のない部分であることから(よって、当該部分に係る具体的な措置や身体状況を記載する項目は無記載として公開されている。)、当該部分を公開したとしても、これにより、特定の利用者等の個人の識別につながるおそれはなく、また、個人の権利利益を侵害するおそれも認められない。

よって、当該部分は条例第 7 条第 1 号には該当しない。

(I) 本件非公開部分 1 - のうち、別紙 2 - 1 第 1 項の表中項番 10 に係る(ウ)欄記載の部分については、従業者の氏名・職種の記載のない部分であることから(よって、当該部分に係る具体的な勤務状況を記載する項目は無記載として公開されている。)、当該部分を公開したとしても、これにより、特定の利用者等の個人の識別につながるおそれはなく、また、個人の権利利益を侵害するおそれも認められない。

よって、当該部分は条例第 7 条第 1 号には該当しない。

(オ) 本件非公開部分 1 - のうち、別紙 2 - 1 第 1 項の表中(ウ)欄記載部分以外の部分については、実施機関の主張のとおり、当該 G H の利用者個人や従業者個人に関する情報、また、当該 G H の利用者個人に係る身体状況や介護の状況等に係る情報が記載されているものであって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより当該特定の個人を識別することができる情報、あるいは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお当該 G H の利用者個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ条例第 7 条第 1 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

よって、当該部分は条例第 7 条第 1 号に該当する。

イ 別紙 2—1 第 1 項の表中(イ)欄記載の の非公開とした部分(以下「本件非公開部分 1 - 」という。)について

本件非公開部分 1 - には、当該 G H に係る施設管理者の印影が記録されているものであるところ、同印影は、当該施設管理者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。

また、社会経済活動上、印影がその形状も含めて個人の認証機能として果たしている役割を考慮すると、印影を公にすることにより偽造等当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、施設管理者の氏名を公にする慣行があるからと言って当該施設管理者個人の印影を公にする慣行があるとは言えない上、当該印影そのものを公にする慣行も認められないことから、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当せず、かつ、その性質上、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

よって、当該部分は条例第 7 条第 1 号に該当する。

ウ 別紙 2—1 第 1 項の表中(イ)欄記載の の非公開とした部分(以下「本件非公開部分 1 - 」という。)について

本件非公開部分 1 - には、当該 G H における介護活動においてなされた通報の具体的内容や、通報を受けて当該 G H において行った調査の具体的な結果等が記載されているものであるところ、これらの情報には、当該通報事案における当

該利用者の身体の具体的状況、当該利用者が受けていた介護活動の具体的な内容や経過が示されていると認められることから、当該情報が公にされることにより、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することによって、特定の当該GHの利用者個人を識別することができる、あるいは、特定の個人を識別することはできないとしても、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるとともに、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

よって、当該部分は条例第7条第1号に該当する。

本件非公開部分1の条例第7条第2号該当性について

別紙2-1第1項の表中(イ)欄記載の の非公開とした部分(以下「本件非公開部分1- 」という。)には、当該GHを運営する法人及びその代表者の印章に係る印影が記録されているところ、これらの情報は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用され、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないものと認められる。

よって、当該部分は条例第7条第2号に該当する。

本件非公開部分1の条例第7条第5号該当性について

本件非公開部分1- に係る情報は、上記 ウ記載のとおり、条例第7条第1号に該当するものであることから、当該情報の条例第7条第5号該当性については、判断しない。

小括

以上のとおりであるから、本件非公開部分1については、別紙2-1第1項の表中(ウ)欄記載の部分について公開すべきである。

5 本件非公開部分2について

本件非公開部分2の条例第7条第1号該当性について

ア 別紙2-2記載の の非公開とした部分(以下「本件非公開部分2- 」という。)について

本件非公開部分2- は、本件非公開部分1- と同一であるから、上記4アに示した理由により、本件非公開部分2- のうち、別紙2-2第1項の表中(ウ)欄に記載の部分は条例第7条第1号には該当しないが、その余の部分は条例第7条第1号に該当すると認められる。

イ 別紙2-2記載の の非公開とした部分(以下「本件非公開部分2- 」という。)について

本件非公開部分2- は、本件非公開部分1- と同一であるから、上記4イに示した理由により、条例第7条第1号に該当すると認められる。

ウ 別紙2-2記載の の非公開とした部分(以下「本件非公開部分2- 」という。)について

本件非公開部分2- は、本件非公開部分1- と同一であるから、上記4ウに示した理由により、条例第7条第1号に該当すると認められる。

本件非公開部分2の条例第7条第2号該当性について

別紙 2 - 2 記載の の非公開とした部分(以下「本件非公開部分 2 - 」という。)は、本件非公開部分 1 - と同一であるから、上記 4 に示した理由により、条例第 7 条第 2 号に該当すると認められる。

本件非公開部分 2 の条例第 7 条第 5 号該当性について

本件非公開部分 2 - は、上記 ウに示したとおり、本件非公開部分 1 - と同一であり、条例第 7 条第 1 号に該当すると認められることから、当該部分の条例第 7 条第 5 号該当性については判断しない。

小括

以上のとおりであるから、本件非公開部分 2 については、別紙 2 - 2 第 1 項の表中(ウ)欄記載の部分について公開すべきである。

6 その他審査請求人の主張について

本件審査請求 1 に係る審査請求人の主張について

本件審査請求 1 において、審査請求人は「(平成 28 年)には公開されている。」「(令和 2 年)に公開されていないので、公開すべきだ。」と主張しているところ、実施機関によれば、審査請求人が上記主張の根拠として示している本件審査請求 1 に係る審査請求書に添付されていた文書は、平成 28 年 7 月 8 日に審査請求人が大阪市個人情報保護条例第 17 条の規定に基づいて行った保有個人情報の開示請求に対して平成 28 年 8 月 5 日付け部分開示決定により審査請求人に開示した保有個人情報の一部であり、公文書公開請求に対して部分公開を行った文書ではないとのことである。

したがって、同添付文書上開示されている情報については、当然に公文書公開請求における公開の対象となるものではない。

本件審査請求 2 に係る審査請求人の主張について

本件審査請求 2 において、審査請求人は「相続人である審査請求人に対して開示が認められるべきである。」と主張しているが、公文書公開請求にあっては、請求者の属性にかかわらず、当該文書の性質及び内容から公開の有無を判断すべきものである。

したがって、「相続人」であるが故に公開の対象となるものではない。

7 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

なお、上記 3 に示したとおり、条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報...であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非公開とすることを規定している。

この点、本件各決定により審査請求人に対して公開済みの部分のうち、別紙 2 - 1 第 2 項記載の部分及び別紙 2 - 2 第 2 項記載の部分においては、当該 GH の利用者に

係る具体的な言動、身体状況、受けていた介護活動の経過等に係る情報が記載されており、これらの情報は、他の情報との照合により特定の利用者や当該GHの従業員が識別される可能性がある情報、あるいは、仮に識別には至らないとしても、当該GHの利用者個人の権利利益の侵害につながるおそれがある情報であると認められ、かつ、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないものと認められる。

よって、別紙2-1第2項記載の部分及び別紙2-2第2項記載の部分は、条例第7条第1号に該当する情報であると言えることから、非公開の決定を行うべき情報であったことを指摘しておく。

（答申に關与した委員の氏名）

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇

（参考）答申に至る経過

令和2年度諮問受理第13、19号

年 月 日	経 過
令和2年11月19日	諮問書の受理（令和2年度諮問受理第13号）
令和3年1月27日	諮問書の受理（令和2年度諮問受理第19号）
令和3年5月27日	実施機関からの意見書の収受
令和3年6月23日	調査審議
令和3年7月27日	調査審議、実施機関の陳述
令和3年9月24日	調査審議
令和3年11月17日	調査審議
令和3年12月28日	調査審議
令和4年1月25日	調査審議
令和4年2月24日	調査審議（審査請求人の口頭意見陳述）
令和4年6月30日	答申

項番	(あ)諮問受理番号	(い)諮問	(う)請求日	(え)請求内容	(お)決定内容	(か)公文書の件名	(き)公開しないこととした部分及び公開しない理由	(く)審査請求日	(け)審査請求の理由
1	令和2年度諮問受理第13号	令和2年11月19日付け大福祉船分第647号	令和2年8月31日	「A」に対して大阪市福祉局が行なった指導又は監査などの実績がわかるもの及び上記施設から事故報告書等すべて。	令和2年9月14日付け大福祉船分第430号 部分公開決定	・平成28年4月14日実施の実地指導結果に係る文書一式 ・平成28年4月14日実施の実地指導時調査報告書及び添付資料 ・平成28年4月14日実施の実地指導に係る改善状況の報告 ・介護保険事業者事故報告書14件(平成27年12月8日受付分、平成28年6月6日受付分、平成28年6月9日受付分1、平成28年6月9日受付分2、平成28年10月28日受付分、平成28年12月22日受付分、平成29年1月4日受付分、平成29年3月15日受付分、平成29年8月9日受付分、平成29年10月18日受付分、平成29年11月17日受付分、平成29年12月18日受付分1、平成29年12月18日受付分2、令和2年2月27日受付分)	別紙2-1(イ)及び「上記の部分を公開しない理由(原決定記載)」に記載のとおり	令和2年10月20日	(平成28年)には公開されている。 (令和2年)に公開されていないので、公開すべきだ。 別紙参照 事故時の対応、事故後の対応 全部公開 マスキングのケ所 平成28年の情報公開には、 - 1 から - 5 までであるが、令和2年の情報公開には - 6 から - 8 までしかない。 - 1 から - 5 が抜けている。
2	令和2年度諮問受理第19号	令和3年1月27日付け大福祉船分第809号	令和2年10月21日	「A」に対して大阪市福祉局が行なった指導又は監査などの実績がわかるもの及び上記施設からの事故報告書 別紙参照 (特記事項) 実地指導結果報告書 個別で2冊 決裁区部 別々に整理してください。	令和2年11月4日付け大福祉船分第578号 部分公開決定	・平成28年4月14日実施の実地指導結果に係る文書一式 ・平成28年4月14日実施の実地指導時調査報告書及び添付資料 ・平成28年4月14日実施の実地指導に係る改善状況の報告 ・介護保険事業者事故報告書14件(平成27年12月8日受付分、平成28年6月6日受付分、平成28年6月9日受付分1、平成28年6月9日受付分2、平成28年10月28日受付分、平成28年12月22日受付分、平成29年1月4日受付分、平成29年3月15日受付分、平成29年8月9日受付分、平成29年10月18日受付分、平成29年11月17日受付分、平成29年12月18日受付分1、平成29年12月18日受付分2、令和2年2月27日受付分)	別紙2-2(イ)及び「上記の部分を公開しない理由(原決定記載)」に記載のとおり	令和2年12月28日	平成28年に第16条裁量的開示、部分的開示第23条1項、平成28年に開示しているケ所もあるのだから、もらえているのだから(相続人である審査請求人に対して開示が認められるべきである。)

1 実施機関が公開しないこととした部分について

・平成28年4月14日実施の実地指導結果に係る文書一式

項番	(ア)：文書名称	(イ)：実施機関が非公開とした情報	(ウ)：(イ)のうち公開すべき情報
1	実地指導結果報告書	通報内容及び調査結果	
2	認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）チェックリスト	従業者氏名・専門員証交付年月日・専門員登録有効期限・役職	
3	利用者確認表	ユニット名・利用者の氏名・生年月日・年齢・被保険者番号・保険者市町村名・介護認定有効期限・介護度・日常生活自立度・利用開始年月日・FAX番号	・「利用者氏名」、「生年月日」、「年齢」、「被保険者番号」、「市町村名」、「介護認定有効期限」、「要介護（要支援）」、「日常生活自立度」、「利用開始年月日」及び「備考」欄のいずれも空欄の項目に係る当該「利用者氏名」、「生年月日」、「年齢」、「被保険者番号」、「市町村名」、「介護認定有効期限」、「要介護（要支援）」、「日常生活自立度」、「利用開始年月日」及び「備考」欄
4	従業者の勤務状況一覧表	職種・従業者氏名・資格・経験年数	・「職種」、「勤務形態」及び「氏名等」欄に「上記のうち、介護に従事する時間」或いは「日中の介護従事者の合計時間」と記載されている項目に係る「介護福祉士」及び「勤続3年以上」欄 ・「職種」、「勤務形態」及び「氏名等」欄がいずれも空欄の項目に係る当該「職種」及び「氏名等」欄、並びに同項目に係る「介護福祉士」及び「勤続3年以上」欄 ・「従業者の勤務状況一覧表」に含まれる「勤務計画及び実施表」について、「職種」及び「ユニット」欄がいずれも空欄の項目に係る当該「職種」及び「ユニット」欄

・平成28年4月14日実施の実地指導時調査報告書及び添付資料

項番	(ア)：文書名称	(イ)：実施機関が非公開とした情報	(ウ)：(イ)のうち公開すべき情報
5	実地指導時調査報告書	事業所職員の氏名・役職・職種・個人の家庭状況に関する情報・病名	
		苦情概要、通報内容がわかる情報	
6	面接調査票（その他高齢者用） —聞き取りシート	聞き取り調査対象高齢者の氏名・生年月日・年齢・性別・介護度・認知症の有無・日常生活自立度・家族の情報・従業者氏名、職種、資格、経験年数等	
		聞き取り事項のうち通報内容がわかる確認内容及び聞き取り内容	
7	介護記録	利用者の氏名・個人の家庭状況に関する情報・薬剤名・病名・職種・施設職員の氏名及び印影	
		通報内容がわかる介護記録（月日・時間含む）	
8	ケアチェック表	利用者の氏名	・氏名が空欄の項目に係る当該氏名の記載欄
9	施設介護支援経過	利用者の氏名・計画作成者の氏名・個人の家庭状況に関する情報	
		通報内容がわかる介護支援経過の年月日、内容	

・平成28年4月14日実施の実地指導に係る改善状況の報告

項番	(ア)：文書名称	(イ)：実施機関が非公開とした情報	(ウ)：(イ)のうち公開すべき情報
10	実地指導にかかる改善状況の報告について	法人等の印影	
		従業員の氏名・職種	・「勤務計画及び実施表」のうち、「職種」及び「ユニット」欄がいずれも空欄の項目に係る当該「職種」及び「ユニット」欄

・介護保険事業者事故報告書14件

項番	(ア)：文書名称	(イ)：実施機関が非公開とした情報	(ウ)：(イ)のうち公開すべき情報
11	介護保険事業者事故報告書14件 (平成27年12月8日受付分、平成28年6月6日受付分、平成28年6月9日受付分1、平成28年6月9日受付分2、平成28年10月28日受付分、平成28年12月22日受付分、平成29年1月4日受付分、平成29年3月15日受付分、平成29年8月9日受付分、平成29年10月18日受付分、平成29年11月17日受付分、平成29年12月18日受付分1、平成29年12月18日受付分2、令和2年2月27日受付分)	利用者及び家族等の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・被保険者番号・介護度・部屋番号・病名・続柄・個人の家庭状況に関する情報・対応状況欄及び家族等の理解欄のうち、家族等の反応や発言	
		施設管理者の印影	
		通報内容がわかる介護支援経過の年月日、内容	

上記の部分を公開しない理由（原決定記載）

大阪市情報公開条例第7条第1号に該当
（説明）

上記の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

上記の情報については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる形状や記述により特定の個人を識別できるものであり、また、公にすることにより偽造あるいは転用され当該個人の権利利益を害するおそれも認められ、氏名は公にする慣行があるが、印影まで公にする慣行はないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しないため。

大阪市情報公開条例第7条第2号に該当
（説明）

上記の情報については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

大阪市情報公開条例第7条第1号及び第5号に該当
（説明）

上記の情報については、虐待通報に関する情報であって、公にすることにより通報者個人が特定されるおそれがある情報であるとともに、今後の虐待通報が寄せられなくなることが予想されることから、事務の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、これらの事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報のため。

2 公開すべきではなかった部分について

「実地指導時調査報告書」のうち以下の部分

・「6 苦情概要」欄の具体的記載。

「介護記録」のうち以下の部分

・「月日」、「時間」及び「介護記録」欄に係る項目（各見出し部分を除く。）全て。

「ケアチェック表」のうち以下の部分

・「0時」乃至「23時」、「朝食」、「昼食」、「おやつ」、「夕食」、「血圧」、「脈拍」、「体温」、「入浴」及び「備考」欄に係る項目（各見出し部分を除く。）全て。

「施設介護支援経過」のうち以下の部分

・「年月日」及び「内容」欄に係る項目（各見出し部分を除く。）全て。

1 実施機関が公開しないこととした部分について

・平成28年4月14日実施の実地指導結果に係る文書一式

項番	(ア)：文書名称	(イ)：実施機関が非公開とした情報	(ウ)：(イ)のうち公開すべき情報
1	実地指導結果報告書	通報内容及び調査結果	
2	認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）チェックリスト	従業者氏名・専門員証交付年月日・専門員登録有効期限・役職	
3	利用者確認表	ユニット名・利用者の氏名・生年月日・年齢・被保険者番号・保険者市町村名・介護認定有効期限・介護度・日常生活自立度・利用開始年月日・FAX番号	・ 「利用者氏名」、「生年月日」、「年齢」、「被保険者番号」、「市町村名」、「介護認定有効期限」、「要介護（要支援）」、「日常生活自立度」、「利用開始年月日」及び「備考」欄のいずれも空欄の項目に係る当該「利用者氏名」、「生年月日」、「年齢」、「被保険者番号」、「市町村名」、「介護認定有効期限」、「要介護（要支援）」、「日常生活自立度」、「利用開始年月日」及び「備考」欄
4	従業者の勤務状況一覧表	職種・従業者氏名・資格・経験年数	・ 「職種」、「勤務形態」及び「氏名等」欄に「上記のうち、介護に従事する時間」或いは「日中の介護従事者の合計時間」と記載されている項目に係る「介護福祉士」及び「勤続3年以上」欄 ・ 「職種」、「勤務形態」及び「氏名等」欄がいずれも空欄の項目に係る当該「職種」及び「氏名等」欄、並びに同項目に係る「介護福祉士」及び「勤続3年以上」欄 ・ 「従業者の勤務状況一覧表」に含まれる「勤務計画及び実施表」について、「職種」及び「ユニット」欄がいずれも空欄の項目に係る当該「職種」及び「ユニット」欄

・平成28年4月14日実施の実地指導時調査報告書及び添付資料

項番	(ア)：文書名称	(イ)：実施機関が非公開とした情報	(ウ)：(イ)のうち公開すべき情報
5	実地指導時調査報告書	事業所職員の氏名・役職・職種・個人の家庭状況に関する情報・病名	
		苦情概要、通報内容がわかる情報	
6	面接調査票（その他高齢者用） —聞き取りシート	聞き取り調査対象高齢者の氏名・生年月日・年齢・性別・介護度・認知症の有無・日常生活自立度・家族の情報・従業者氏名、職種、資格、経験年数等	
		聞き取り事項のうち通報内容がわかる確認内容及び聞き取り内容	
7	介護記録	利用者の氏名・個人の家庭状況に関する情報・薬剤名・病名・職種・施設職員の氏名及び印影	
		通報内容がわかる介護記録（月日・時間含む）	
8	ケアチェック表	利用者の氏名	・ 氏名が空欄の項目に係る当該氏名の記載欄
9	施設介護支援経過	利用者の氏名・計画作成者の氏名・個人の家庭状況に関する情報	
		通報内容がわかる介護支援経過の年月日、内容	

・平成28年4月14日実施の実地指導に係る改善状況の報告

項番	(ア)：文書名称	(イ)：実施機関が非公開とした情報	(ウ)：(イ)のうち公開すべき情報
10	実地指導にかかる改善状況の報告について	法人等の印影	
		従業員の氏名・職種	・「勤務計画及び実施表」のうち、「職種」及び「ユニット」欄がいずれも空欄の項目に係る当該「職種」及び「ユニット」欄

・介護保険事業者事故報告書14件

項番	(ア)：文書名称	(イ)：実施機関が非公開とした情報	(ウ)：(イ)のうち公開すべき情報
11	介護保険事業者事故報告書14件 (平成27年12月8日受付分、平成28年6月6日受付分、平成28年6月9日受付分1、平成28年6月9日受付分2、平成28年10月28日受付分、平成28年12月22日受付分、平成29年1月4日受付分、平成29年3月15日受付分、平成29年8月9日受付分、平成29年10月18日受付分、平成29年11月17日受付分、平成29年12月18日受付分1、平成29年12月18日受付分2、令和2年2月27日受付分)	利用者及び家族等の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・被保険者番号・介護度・部屋番号・病名・続柄・個人の家庭状況に関する情報・対応状況欄及び家族等の理解欄のうち、家族等の反応や発言	
		施設管理者の印影	
		通報内容がわかる介護支援経過の年月日、内容	

上記の部分を公開しない理由（現決定記載）

大阪市情報公開条例第7条第1号に該当
（説明）

上記の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

上記の情報については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる形状や記述により特定の個人を識別できるものであり、また、公にすることにより偽造あるいは転用され当該個人の権利利益を害するおそれと認められ、氏名は公にする慣行があるが、印影まで公にする慣行はないため、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しないため。

上記の情報については、虐待通報に関する情報であって、公にすることにより通報者個人が特定されるおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

大阪市情報公開条例第7条第2号に該当
（説明）

上記の情報については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

大阪市情報公開条例第7条第5号に該当
（説明）

上記の情報については、虐待通報に関する情報であって、公にすることにより今後の虐待通報が寄せられなくなることが予想されることから、事務の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保する観点から、これらの事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報のため。

2 公開すべきではなかった部分について
「実地指導時調査報告書」のうち以下の部分

・「6 苦情概要」欄の具体的記載。

「介護記録」のうち以下の部分

・「月日」、「時間」及び「介護記録」欄に係る項目（各見出し部分を除く。）全て。

「ケアチェック表」のうち以下の部分

・ 「0時」乃至「23時」、「朝食」、「昼食」、「おやつ」、「夕食」、「血压」、「脈拍」、「体温」、「入浴」及び「備考」欄に係る項目（各見出し部分を除く。）全て。

「施設介護支援経過」のうち以下の部分

・ 「年月日」及び「内容」欄に係る項目（各見出し部分を除く。）全て。